

(消防を除く全部局)

| 被評価者                      | 1次評価者                     | 2次評価者                              | 調整評価者 | 確定評価者 |  |
|---------------------------|---------------------------|------------------------------------|-------|-------|--|
| 部 長 級                     | 副 市 長<br>教 育 長<br>水道事業管理者 | 市 長                                |       | 市 長   |  |
| 議会事務局長                    | 市議会議長                     | —                                  |       |       |  |
| 次長・課長級                    | 部長級                       | 副 市 長<br>教 育 長<br>水道事業管理者<br>市議会議長 |       |       |  |
| 課長補佐級                     | 課長級                       | 部長級                                |       |       |  |
| 5級～3級の職員                  | 課長補佐級                     | 課長級                                | 部長級   |       |  |
| 2級、1級の職員<br>(保育士・幼稚園教諭以外) | 係長                        | 課長級                                |       |       |  |
| 2級、1級の<br>保育士・幼稚園教諭       | 主幹保育士<br>主幹教諭             | 園長                                 |       |       |  |
| 技能職(主任)                   | 課長補佐級                     | 課長級                                |       |       |  |
| 技能職(主任以外)                 | 係長<br>主幹保育士               | 施設長<br>(所長園長等)                     |       |       |  |
| 再任用職員                     | 課長補佐級                     | 課長級                                |       |       |  |
| 会計年度任用職員                  | 指定評価者                     | —                                  | —     | 所属長   |  |

- 1 会計課長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の1次評価者の部長級は総務部長、農業委員会事務局長の1次評価者の部長級は、地域活力創生部長とする。
- 2 人事評価事務の処理にあたっては、必要に応じて、副市長、教育長及び水道事業管理者は市長を、次長級及び課長級は部長級を、課長補佐級は課長級を、主幹・係長級は課長補佐級を補佐する。
- 3 5級以下の職員(再任用職員を含む)及びの技能職の2次評価に対しては、市長公室長及び所属部長が必要に応じて調整を加える。
- 4 会計年度任用職員の1次評価者は、所属長が指定する4級又は5級の職員とする。
- 5 評価者となる職が置かれていない場合は、原則としてその直近上位の役職の者が評価を行う。ただし、公務・人事配置等の事情により通常の評価者を選定できない場合は、その都度市長が決定する。
- 6 課課長の職が置かれている課で、その課に 1 次評価者である課長補佐の職が置かれていない場合は課課長を1次評価者とし、課長補佐の職が置かれている場合で、業務内容等により業務の進行管理等の役割を分担している場合は、進行管理等を行う業務に従事する職員に対し課課長又は課長補佐をそれぞれ1次評価者とする。